

■ 自動配送ロボット等に係る公道実証実験の環境整備①

自動配送ロボット等の公道実証実験に係る警察庁の対応

令和2年4月～

○ 無人の自動配送ロボットの活用に向け、

「**宅配用自動走行ロボット（近接監視・操作型）公道実証実験手順**」を公表し、実証実験を支援

※ 同手順では「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」を準用

※ 令和2年9月、実験手順に「遠隔監視・操作型」を追加し、

「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」に



令和2年10月～

○ 各地で実証実験が開始

○ **実証実験の円滑化や事業化への移行**について事業者からの要望あり



令和3年6月～

「**特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準**」の策定

○ これまでの実証実験を踏まえ、遠隔・多数台で低速・小型の自動配送ロボットを用いた事業化が推進されるよう、新たな基準を策定

■ 自動配送ロボット等に係る公道実証実験の環境整備②

自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順

① 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(令和2年、警察庁)を踏まえて、実験計画案を作成(※)

ただし、

- 近接監視・操作型の場合、監視・操作者が電気通信技術により送信された映像及び音により状況を把握することに伴う事項等は除く
- 近接監視・操作型の場合、監視・操作者が常に実験で使用する自動配送ロボット(以下「実験車両」という。)の近傍で監視・操作する形態とする
- 遠隔監視・操作型の場合、実験車両から遠隔に存在する監視・操作者が映像及び音により実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握し、監視・操作する形態とする
- 道路運送車両の保安基準の規定への適合性(同基準の緩和措置を含む。)については、国土交通省に確認する
- 実験車両が歩道等を通行する場合、併せて、実験車両の構造、走行方法、実験の実施時間等について「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準(平成30年3月一部変更)」も踏まえる

※ 警察庁交通局交通企画課が実験計画案の事前相談に応じる

円滑な道路使用許可のため、
警察庁が都道府県警察と連絡調整

② 関係都道府県警察と調整の上、所轄警察署へ道路使用許可申請

- 事前に実験場所の地元関係者(自治体、自治会等)に説明するなど、地域の理解や同意を得る

所轄警察署長が道路使用許可

③ 実証実験実施

ただし、

- 実験車両に随行するなどした警察官等による、実験車両が確実かつ安全に走行できることの確認(公道審査)を経て行う
- その他、当該許可に付された条件に従って行う

④ 地域の評価の検証(アンケートの実施等)

■ 自動配送ロボット等に係る公道実証実験の環境整備③

「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の概要

基準の策定

「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の策定（令和3年6月）

○ これまでの実証実験を踏まえ、遠隔・多数台で低速・小型の自動配送ロボットを用いた事業化が推進されるよう、新たな基準を策定

基準の対象

※ 安全性を確保した上で、手続を円滑化するために対象を特定

特定自動配送ロボット等

遠隔型

低速・小型

※ 6 km/h以下
長さ120cm×幅70cm以下

歩行者が通行すべき場所を走行

類似環境での240時間以上の走行実績

等

基準の特徴（従来の「公道実証実験手順」との違い）

◆ 道路使用許可を受けるための審査手続を合理化

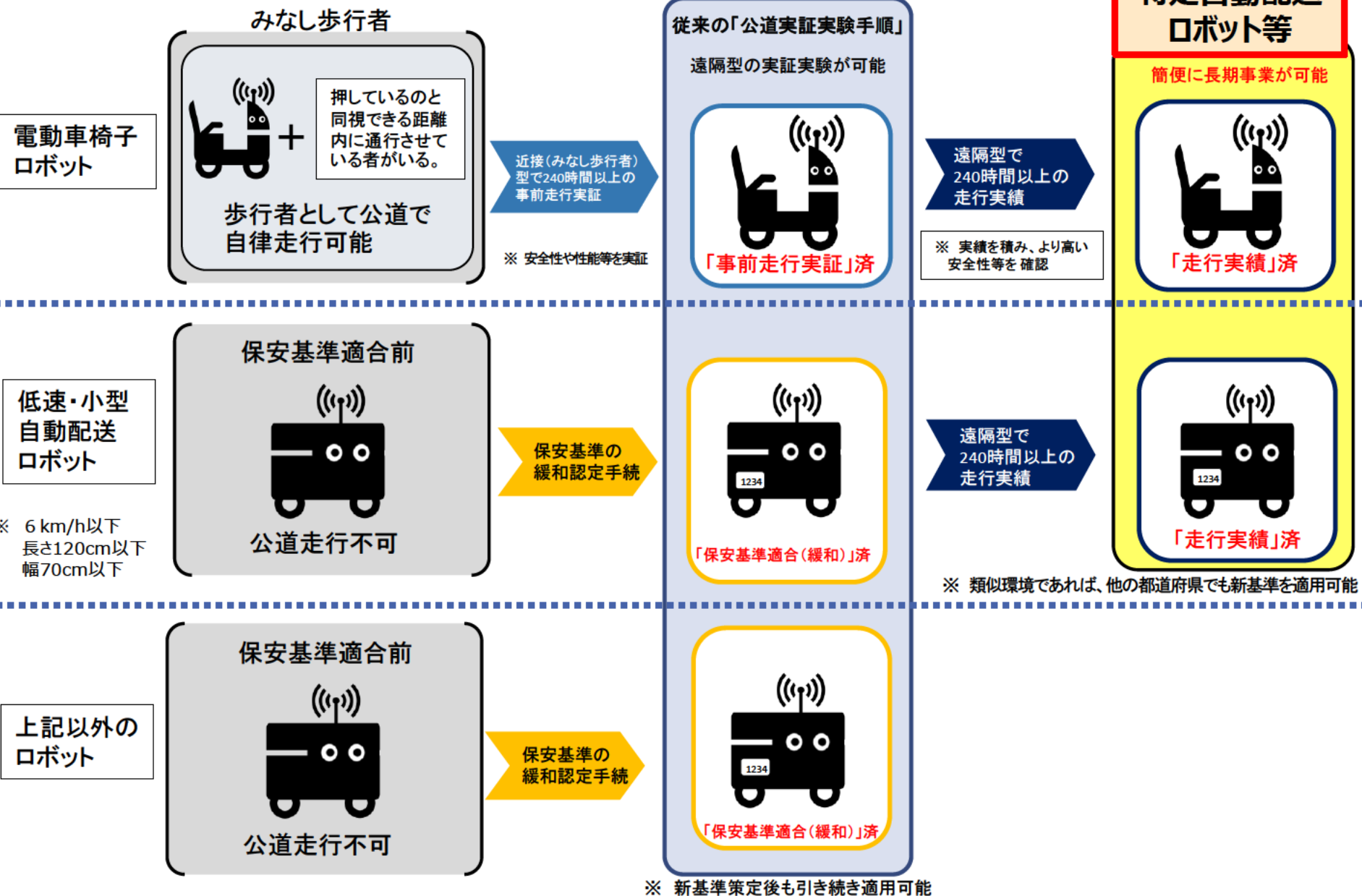
- 審査は書類審査のみとし、実地審査は不要
- 監視・操作者ごとの運転免許証や訓練状況の事前確認は不要
- 他の都道府県における走行実績も勘案 等

◆ 許可期間を「原則として最大6か月の範囲内」から「原則として1年以内」に長期化

- 許可更新時や内容の一部変更時には、変更のない資料の再添付は不要とし、手続を特に簡素化することを明示

■ 自動配送ロボット等に係る公道実証実験の環境整備④

特定自動配送ロボット等について



※ 新基準策定後も引き続き適用可能